

【報告第1号】

平成26年度事業報告

平成26年度の基本方針に基づき、以下のとおりの活動を実施して参りました。

I. 嘱託登記受託事業

市区町村関連の事業としましては、昨年から継続して、奥多摩町の山林にかかる権利登記抹消関連業務を受託しました。町有土地上に設定された植林目的の期間99ヶ年の地上権が期間満了にともなう抹消登記及び抹消登記の登記請求にかかる訴訟対応を行いました。今年度は224件の受託件数に、抹消登記にかかる訴訟の訴状作成を行いました。

府中地区においては、今年度も継続的に狭あい道路の拡幅、法定外公共物関連、公共用地取得に関する嘱託登記を受託しました。受託案件は、132件となっています。

調布地区においては、調布市からの狭あい道路の拡幅に関する嘱託登記案件を継続的に受託しました。今年度の当該事業による受託は、92件となっています。

八王子地区においては、市道にかかる相続関係の相続登記の申請書類作成業務を受託しました。

武蔵野地区においては、吉祥寺における寄附地の所有権移転を受託しました。

練馬地区においては、練馬区の嘱託登記にかかる権利登記及び調査業務を継続的に受託していますが、平成26年度の実績は6件の受託となりました。練馬区からは継続的に相談があり、まだまだ多くの案件について処理すべき事案があると思われますので、地区幹事以下、より多くの事案に支援できるように対応します。

港区においては、港区からはマンションの敷地権切り取りにかかる権利調査及び相談を受けて、次年度も継続して契約することになりました。

今年度も、東京司法書士政治連盟の協力を得て、都・区・市議会に広報してきました。なお政治連盟には、空き家問題・狭あい道路・木造密集地問題のほか、公開市民講座等の公益活動の広報についても、ご尽力いただきました。

東京都建設局関連では、地区幹事や担当理事をはじめとする役員が、分担して建設事務所を訪問し、当協会の有する専門性やノウハウ、過去の活動実績、活動方針等について広報活動を行いました。受託業務では、過去に権利調査し

た案件の再調査を行ったほか、権利調査の入札案件を1件落札して受託することができました。これらの嘱託登記関連事業の受託については参加した社員間の密接な連携が欠かせない作業でしたが、円滑に処理することができました。日頃の研鑽、研修及び社員間の連携の重要性をあらためて実感しました。

今年度は新たに、東京都主税局の固定資産税課担当者と渉外案件を含む権利調査に関して当協会の紹介を行ってきました。

東京都住宅供給公社関連では、東京都住宅供給公社所有建物の所有権保存登記、抵当権移転・抹消登記あるいは民間借り上げ住宅の賃借権抹消登記等の嘱託登記を主に受託しました。平成26年度の受託処理した案件は、所有権移転登記3件、所有権保存登記3件、抵当権移転登記1件、抵当権抹消登記12件、賃借権抹消登記15件でした。

また、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から用地取得のための相続人権利調査を受託しました。

再開発関連登記業務については、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協議会を持ち、独立行政法人都市再生機構の入札に共同参加しました。受託には至りませんでした。極端に低廉な落札価格ではなく、当方にも手応えを感じられる開札結果でした。

II. 地域防災・災害復興支援事業

当協会は専門家の正会員団体等で構成される「災害復興まちづくり支援機構」に継続して参加しました。災害復興まちづくり支援機構の活動は、東日本大震災対応として、大船渡市末崎町碁石地区等への支援活動を行ってきました。また、広域避難者支援活動として、主に福島県から東京に避難された被災者の交流会・相談会の対応を行いました。7月16日には東京都と共催でシンポジウム「第8回の専門家とともに考える災害への備え・地域協働編 ～地域における専門家団体の活動と今後の方向～」を開催しました。

当協会は、平成22年3月26日以来、東京都内において地震、風水害その他災害により被害が発生した場合、東京都と協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るために「復興まちづくり支援に関する協定」を締結しており、今年度もその更新を行いました。

当協会では、平成26年8月25日には木造密集地域対策及び空き家問題に関する講演会を開催いたしました。

また、狭あい道路の拡幅事業を行っている調布市や府中市のスキームを他の地方公共団体に提示し、地区幹事を中心として各自治体に出向いて説明し、より多くの地域で施行していただくよう提言して参りました。

Ⅲ. 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

○相続及び遺言に関する公開市民講座の開催

公開市民講座は、公共事業の推進の障害となっている不動産登記の相続未処理案件が、相続・遺言の知識の普及によって少しでも減少することを目的とした活動です。一般の市民を対象に、当協会から講師を派遣して相続・遺言についての法律知識をわかりやすく講義するもので、地区幹事が中心となって下記のとおり講座の開催をすることができました。参加者から感謝の言葉もいただき、司法書士制度の広報に寄与できていれば幸いです。

平成26年度は、都内広域にわたり活動していくことができました。継続して開催している地区をモデルケースとして未開催地区でも開催できるように準備していきます。

①杉並地区 平成26年4月15日開催 場所 杉並区高井戸のマンション内にある会議室

・杉並区高井戸のマンション内にある会議室にて、パワーポイントを使った相続に関する講座が始まりました。1時間弱の講義ののち、質問コーナーを30分ほど行いました。参加者の相続に関する関心が高く、主にご自身に当てはめた質問が多くありました。講座後、多くの方からとてもわかりやすく良かったとの感想をいただきました。

②八王子地区 平成26年4月19日開催 場所 八王子市由井市民センターみなみ野分館

・八王子市由井市民センターみなみ野分館で出前講座を開催しました。相続の初歩的なお話を中心とした出前講座でしたが、参加者の皆さんには、熱心に聞いていただきました。講演後には、預貯金や生命保険の相続手続きに関するもの等様々な質問が次々と出され、とても賑やかで活気のある講座となりました。

③新宿地区 平成26年4月20日開催 場所 新宿区早稲田山水会

・新宿区早稲田山水会（高齢者クラブ）さんの総会にお招きいただき、出前講座を開催しました。「相続・遺言」をテーマに、私共、司法書士が皆様からよく質問を受けることを中心に話を聞きたいとのご要望に沿って、具体例を出しながら、わかりやすくお話をさせていただき、皆様には、大変熱心に聞いていただきました。短いながらも、ポイントを押さえた内容に、「大変勉強になりました」との声に嬉しくなりました。皆様、ご清聴ありがとうございました。

④豊島地区 平成26年8月20日開催 場所 豊島区区民ひろば朋有
・豊島区区民ひろば朋有の「しゃべり場」活動の中で、「身近な相続・遺言 第3弾」が開催され、社員が出席いたしました。2013年10月に「身近な相続・遺言の基礎知識」について当協会社員が講演し非常に好評だったため、その応用編として今回第3弾が開催されました。まずは、区民ひろば運営スタッフの人たち自ら役者を演じての寸劇をご披露することから始まります。おじいちゃんの死をきっかけに、3世代家族の長男一家、夫婦二人暮らしだった二男夫婦、気ままな一人暮らしの長女らの言い分を聞きながら、参加者がグループを作って、その中で意見発表したり、相続について疑問に思ったことを質問したりしました。出席社員は法律的な疑問点を解消したり、今後発生するかもしれない問題を提起したりし、皆さまのディスカッションのお手伝いしました。

⑤品川地区 平成26年8月23日開催 場所 品川区荏原第四地域センター
・荏原第四地域センターで出前講座を開催しました。「我が家は財産がないから相続は関係ないと思っていると・・・」とデータや経験談を交えて、相続がいかに身近な法律問題かというお話が始まり、遺言書の大切さを、楽しく分かりやすく解説しておりました。最後に、成年後見のお話もあり、あつという間の1時間でしたが、参加者の皆様も熱心にお聞きしていて、充実した時間だったのではないのでしょうか。出前講座後には、個別相談会を開いて参加者のご相談を受けました。

⑥豊島地区 平成26年10月9日開催 場所 豊島区区民ひろば高南第2
・豊島区区民ひろば高南第2において、生活お役立ち講座「よくわかる相続と遺言」が開催されました。来年から相続財産が自宅一軒だけでも相続税がかかってくる方が増えてくるからでしょうか、お元気なうちに亡くなった際の手続きの知識を得たいという参加者をご出席され、講師の話にうなづきながら熱心に耳を傾けていらっしゃいました。講師の分かりやすい相続と遺言の話に、ベテラン司法書士ならではの本音や相続人に対しての配慮を垣間見ることができ、非常に内容の濃い講座でした。

⑦町田地区 平成26年11月9日開催 場所 坂下さくら会館（町田市）
・坂下さくら会館（東京都町田市）において、「相続と遺言」をテーマとした講座を開催しました。2015年1月からの相続税制改正もあり、相続に関心を持たれる方々が多数参加されました。配布したレジュメにメモを取りながら、みなさん非常に熱心にお聞きいただきました。

⑧豊島地区 平成26年12月15日開催 場所 豊島区区民ひろば南池袋
・区民ひろば南池袋にて、「身近な相続と遺言」というテーマで公開講座が開催
されました。講師は荻原博子社員です。

参加人数は39名。まず講師から、「誰が相続人になるのか」「相続分の割合」「ど
ういう人が遺言を書くべきなのか」「公正証書遺言と自筆証書遺言の違い」など
の説明がなされました。

参加者は相続に対する関心が高く、講義の合間にも、「被相続人が死亡した後、
手続きをする前に相続人が死亡した場合はどうなるのか」「負債がありそうな場
合、3か月を経過したら一切相続放棄できないのか」などの質問が出ました。
また、遺言についても、「遺言に書けば絶対その通りになるのか」などの質問が
あり、遺留分の説明をすると、「遺留分の侵害とはどういうことか」「遺留分は
請求した人だけがもらえるのか」など、質問も高度なものに。他方で、「面倒を
みてくれない妻に相続させないためにはどうすれば良いか」などの質問もあり、
会場は笑いに包まれました。

○公開セミナーの開催

公嘱主催の公開セミナーとして、平成26年9月2日（「涉外不動産登記の法
律と実務」（相続、売買、準拠法に関する実例解説）講師 NPO法人涉外司法
書士協会 会長 山北 英仁 様 77名参加）を開催しました。また、平成27
年5月に（「登記名義人の住所氏名変更・更正登記」講師 東京法務局登記官 ）
の開催を計画しました。

○ホームページの充実

当協会ホームページ「担保権者の行方は？」のコーナーでは、金融機関名を
入力して、現在の金融機関名が検索できるデータベースのデータ拡充を行いま
した。金融機関の変遷過程は時の経過とともに重要性が増す公益に資する情報
として広く一般に公開しています。

当協会ホームページ「研修情報」のコーナーでは、司法書士関連の情報誌（6
誌）から有益な情報を抽出し、キーワードを入力すると、関連記事の掲載誌名、
掲載ページが検索できるデータベースのデータ拡充を行いました。

当協会ホームページ「協会の概要」のコーナーでは、地区ごとの社員名簿（氏
名、事務所の郵便番号及び住所記載）をPDFで公開しています。社員の変動
のあった地区ごとに適宜更新を行いました。

当協会ホームページ「ハロ・ハロ・ガーデン」のコーナーでは、東京公共嘱
託登記司法書士協会の広報誌、ハロ・ハロ・ガーデンのバックナンバーおよび、

広報用チラシをハロハロ号外としてPDFで閲覧できるようにしています。

IV. 総務関連

(1) 協会の社員動向

平成27年3月31日現在の社員は、個人社員417名、法人社員 法人26法人です。(平成26年4月1日から個人社員については、55名減、17名増、法人社員については2法人減、2法人増)

当協会の社員加入促進のため、東京司法書士会の新入会員入会式に理事が出席しました。また、当協会の社員名簿(氏名、事務所)をホームページにおいて公開しました。

(2) 事務局の執務改善

理事は週3回交替して事務局で執務を行い、事務局の日常業務を把握するとともに、事務局の効率化に努めました。

(3) 関連団体との協議会等の開催

平成26年12月22日、関東ブロック内の一般社団法人神奈川県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会、一般社団法人茨城県公共嘱託登記司法書士協会、一般社団法人山梨県公共嘱託登記司法書士協会、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会と協議会を開いて意見交換を行いました。

平成27年1月9日には、信濃町の明治記念館において、国会議員、市区議員や東京法務局、裁判所などから多数の来賓を招いて、司法書士五団体による賀詞交歓会を開催しました。

(4) 地区幹事会の運営

平成26年8月25日及び平成27年2月12日の2回、地区幹事会を開催しました。

第1回地区幹事会では、地区副幹事にも参加頂き、木造密集地域対策、空家問題等の講義を取り入れ、地区幹事地、区副幹事と執行部との認識の共有化を図りました。

第2回地区幹事会でも、地区副幹事にも参加頂き、当協会の組織改善への積

極的協力を促しました。また、東京青年司法書士協議会 副会長 桐ヶ谷淳一様より、会社法改正について解説いただきました。第2回地区幹事会の後、懇親会を開催し理事、地区幹事、地区副幹事間の親睦をはかりました。

(5) 組織改善

地区総会開催の支援として、例年通り理事の派遣、総会開催通知の発送等の事務処理の代行、開催費用の負担等を行いました。地区総会には、本会支部長をはじめ政連総務、リーガルサポート地区リーダーの方々にもご出席いただいています。これは、関連団体に対する当協会に対してのご理解と協力を求めているためです。地区幹事にはその趣旨をふまえていただき、各地区総会で活発な意見交換の場とすることができました。

(6) システム広報委員会

平成26年度はシステム広報委員会を7回開催して、新人向け登記実務研修会及び当協会のPRチラシを企画しました。また、広報誌「ハロ・ハロ・ガーデン公囀」のリニューアルを当協会の広報室員と合同で検討して、6月発行(126号)を計画しました。

○新人向け登記実務研修会

当協会社員の登記実務の能力向上を図るため、新人の司法書士を対象とする登記実務の研修会を行いました。研修会は、相続登記、立会業務、会社設立、会社設立後の登記の4種類を順番に行い、初歩的な問題から実務の直結する細かい論点まで扱って、参加者からも様々な質問もでて有意義な研修会が開催できました。

①第1回新人向け研修会 不動産登記「立会」

日時 平成26年6月16日(月) 会場 司法書士会館5階第1会議室

講師 熊田隆之理事

内容 「立会の実務について」

参加者 5名

②第2回新人向け研修会 商業登記「設立後の登記業務」

日時 平成26年8月21日(月) 会場 司法書士会館2階会議室
講師 渡邊央常任理事
内容 「会社設立後～小さな会社の登記実務」
参加者 27名

③第3回新人向け研修会 不動産登記「相続」

日時 平成26年9月19日(金) 会場 司法書士会館2階会議室
講師 新井基杉並地区幹事
内容 「相続手続と司法書士業務～相続登記だけじゃない」
参加者 13名

④第4回新人向け研修会 不動産登記「立会」

日時 平成26年11月7日(金) 会場 司法書士会館2階会議室
講師 伊坂重郎杉並地区副幹事
内容 「誰でも分かる！決済の業務～予備校知識とこんなに違う?!」
参加者 21名

⑤第5回新人向け研修会 商業登記「設立」

日時 平成26年11月26日(水) 会場 司法書士会館5階第1第2会議室
講師 高橋聡英墨田・江東地区副幹事
内容 「会社設立登記の実務(新人研修の受講生だったあなたへ)」
参加者 21名

⑥第6回新人向け研修会 不動産登記「相続」

日時 平成27年2月25日(金) 会場 司法書士会館5階第1第2会議室
講師 新井基杉並地区幹事
内容 「相続手続と司法書士業務～相続登記だけじゃない」
参加者 12名

⑦第7回新人向け研修会 商業登記「設立後の登記業務」

日時 平成27年3月9日(月) 会場 司法書士会館2階会議室

講師 五本木隆行豊島地区社員

内容 「会社設立後～役員変更・目的変更・募集株式発行」

参加者 18名